

意見書等

(意見書)

議員提出議案18号

義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書(否決)

教育予算は未来への先行投資であり、子供たちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところである。

これまでその根幹をなしてきた義務教育費国庫負担金は、今年度から国負担が2分の1から3分の1に変更され、財政難を抱える地方自治体にとっては、地方交付税に依存する度合いが高まることになった。地方財政を圧迫させることなく全国的な教育水準を確保するためには、これ以上の国庫負担金の削減はすべきではないし、教育の機会均等を保障するためにも義務教育費国庫負担制度を堅持することは今こそ重要である。

また、現在多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために少人数教育が実施されており、具体的な教育効果に結びつくことが期待されている。しかしながら、日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員1人当たりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べてもまだまだ脆弱と言わざるを得ない。

このような状況を改善するためには、速やかに教職員の定数改善を実施し、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保することが必要である。

以上の観点から、下記の事項について特段の御理解をいただくようお願いする。

記

1. 教育の機会均等を保障する義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
2. 義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月20日

議員提出議案19号

高齢者への大增税の中止を求める意見書(否決)

昨年からの年金生活世帯などの高齢者の所得税が増税され、今年度からは住民税が増税となった。6月に住民税の納税通知書が送付されると全国の市町村には、「税額が昨年に比べて10倍になった。間違いではないのか」「これでは暮らしが成り立たない」などの問い合わせや抗議が殺到した。

収入は全くふえないばかりか、6月支給の年金は0.3%物価スライドで減っているのに、税の計算の上だけで所得がふえたことにされ、税金が何倍にもふえてしまう。それに連動して国民健康保険税や介護保険料も負担増になり、公営住宅家賃、介護サービスの利用者負担、老人医療の窓口負担などにも影響が及ぶことになる。

この増税による被害者は、所得税、住民税だけでも500万人以上で、高齢者の5人に1人が増税となり、負担が数倍から10数倍にもなる急激なものである。しかも定率減税の廃止などで今後も果てしない負担増が連続して押しつけられ、高齢者が耐えられる限度をはるかに超えるものとなっている。

よって、下記の事項を求めるものである。

記

- 1 今実施されている高齢者への大增税については、直ちに中止をし、見直しを図ること。
- 2 今後、実施予定の増税については、凍結すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年9月20日

議員提出議案第20号

教育基本法改定に反対する意見書（否決）

教育基本法改定案は、さきの国会で、国民の強い反対の声の中、継続審議となった。秋の通常国会で、政府はこれを何が何でも強行しようとしている。

教育基本法は「教育の憲法」といわれるほど重みのある法律であるにもかかわらず、政府からは「時代の要請にこたえるため」との理由が示されているだけで、教育基本法の改定がなぜ必要なのか説明がされていない。

いじめや不登校などの教育荒廃、少年による凶悪犯罪などと教育基本法を結びつける議論は、筋違いである。子供と教育をめぐる問題の原因は、教育基本法にあるのではなく、基本法の目的実現を棚上げして、競争と管理の教育を押しつけてきた歴代政府にこそある。

政府改定案の何より重大な問題は、「国を愛する態度」などの「徳目」を強制することであり、これは憲法で保障された思想、信条、内心の自由を侵すことになる。

また、改定案では、教育への権力統制が無制限となり、教育の自主性と自由が根底から覆されることになる。

よって、教育基本法の改定に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月20日

議員提出議案第21号

集配局の廃止再編計画に反対する意見書（否決）

日本郵政公社は、2007年10月の完全民営化を前に、来年3月までに1048の集配局を無集配局とする再編合理化を行うとし、早い局では今年9月から実施しようとしている。無集配局とされる1048の大半は、離島や中山間地、過疎地の郵便局であり、地域住民の日常生活に必要な郵便物の集配や金融サービスなど生活基盤サービスを提供するにとどまらず、安心安全な町づくりに貢献するとともに、地域住民の交流の場としても活用されている。地域から若者が減少し、高齢化が急速に進むもとので、地域の郵便局の存在はますます重要となっている。

採算性のみを重視したこの合理化計画が実施されると、郵便物の配達にとどまらず、貯金や保険、「ひまわりサービス」など現在の郵便局サービスが低下することとなり、住民の不安が高まっている。また、郵便局機能の縮小は、郵便局員や家族の減少にもつながり、地域経済に与える打撃は極めて大きく、地域の過疎化はもちろん、地域破壊につながることも懸念される。

このような地域の実情と住民の声を無視した無計画で唐突な統廃合計画は、非現実的、非合理的であ

り、真の行政改革にも逆行するものである。また、「民営化すればサービスがよくなる」「サービスは低下させない」などの国会答弁にも反するものであり、到底認めることはできない。

よって、政府においては、地域住民の合意と納得を得ないもとの集配局廃止が行われることのないよう、以下の事項の実現に特段の努力を求めるものである。

記

- 1．地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編は行わないこと。
 - 2．離島や僻地、中山間地の郵便局を維持し、現在の集配局機能を存続すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月20日

(決議)

議員提出議案第22号

住宅リフォーム助成制度の速やかな実施を求める決議(否決)

住宅リフォーム助成制度を実施する自治体が全国各地に広がっている。

この制度は、市民が地元業者を使って住宅リフォームを行う際に、5～10%程度の助成率で10～30万円を上限として、リフォーム費用の一部を自治体が助成するものである。

自治体が助成した金額の10～20倍以上の規模のリフォーム工事が行われ、建築業界のみならず地域経済を活性化させる大きな効果があることが実証されている。

また、市民にとっても高齢者向け住宅への改修、融雪設備の設置を初め雪に強い住宅への改修、耐震改修など住宅リフォームの需要は大きい。

仕事の確保に四苦八苦している地元建設業界のためにも、冷え込んでいる地域経済の活性化のためにも、そして、市民の住宅リフォームへの需要にこたえるためにも、青森市が住宅リフォーム助成制度を速やかに実施するよう求める。

以上、決議する。

平成18年9月20日